

公共下水道供用開始区域が、 (下水道の使用できる区域)

4月1日から 36.39ヘクタール広がりました

公共下水道供用開始区域

- ◇大字福島の一部 0.39ヘクタール
- ◇大字天引(農業集落排水事業整備区域) 36.00ヘクタール



指定工事店は町内33社、町外81社が登録しています。見積り合わせなどで比較して選定しましょう。

排水設備工事を行うときは、必ず「指定工事店」へ申し込んでください。「指定工事店」以外の業者が工事をする場合は規則により禁じられています。

※「指定工事店」とは、工事が適正に行われるよう町が指定し指導を行っている業者です。

工事は排水設備指定工事店で

公共下水道が完成し、処理区域になると、くみ取り式トイレの場合3年以内に水洗トイレに改造し、公共下水道に接続することが下水道法に定められています。

下水道への接続工事を

公共下水道の使用できる区域が新たに追加されました。区域内の家庭では、排水設備を設置することにより、トイレや台所などの汚水を直接公共下水道に流すことができますようになります。

供用開始区域を告示

浄化槽設置補助金

転換に伴う排水設備の工事を対象とした補助制度を追加し、最大30万円の加算ができます。

対象区域	次の区域を除く町内全域 ・公共下水道事業計画区域 ・農業集落排水事業整備区域
対象者	・専用住宅などを新築・増築し、新しく合併処理浄化槽を設置する人 ・専用住宅等のくみ取り槽または単独浄化槽から転換し、合併処理浄化槽を設置する人
補助金額	・設置や転換方法、合併処理浄化槽の人槽区分により補助金額は異なります。 (例) 単独処理浄化槽(5人槽)から合併処理浄化槽(5人槽)へ転換するときの最大金額
	金額
	設置費補助 279,000円
	加算分 300,000円 (宅内排水設備補助)
	補助金額合計 579,000円

宅内排水設備工事費補助金

浄化槽などから下水道に接続するときの工事費用の補助として補助金を交付します。

対象者	・町内に在住し、建築物の所有者または建築物の所有者の同意を得た使用者
対象経費	・専用住宅のくみ取り槽または浄化槽(合併・単独)から下水道に接続するための宅内排水設備工事に要する費用
補助金額	・上限3万円(ただし、申請時に同居する中学生以下の子どもがいる場合は上限5万円)
対象期間	・令和4～5年度の2年間 ※申請は令和6年1月31日まで

※詳細については、町ホームページをご確認ください→



KANRAブランド認定商品第4弾が決定

■産業課農林係 ☎(64)8319

町推奨の農産加工品
新たに6商品認定



「KANRAブランド」商品の認定審査会が2月18日、役場で開かれました。

4回目となった今回の審査会には6品が申請され、審査の結果、全ての商品が認定となりました。新たに認定された商品を紹介いたします。

No.	認定No.	商品名	申請者(敬称略)
①	⑱	甘楽の里 菜たね油	合同会社菜の花プロジェクト in甘楽
②	⑲	甘楽しょうゆ	
③	⑳	手づくり乾燥いも	浅香孝一
④	㉑	干し芋	浅香繁秋
⑤	㉒	手づくり乾燥いも	斎藤信義
⑥	㉓	かんらちゃん焼き	(一財)甘楽町都市農村交流協会

①甘楽の里 菜たね油



②甘楽しょうゆ



③手づくり 乾燥いも



⑤手づくり 乾燥いも



④干し芋



⑥かんらちゃん焼き



医療費の助成を高校生世代まで拡充します

■健康課国保係 ☎(67)5172

高校生世代まで
医療費無料に

町では、中学生までを対象としていた医療費(入院・通院費)の助成を4月1日以降、高校生世代まで拡充します。

支給対象者

中学校卒業後、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの人

申請・支給方法

医療機関等で医療費(自己負担額分)を支払い後、発行された領収

書を持参のうえ、健康課国保係で手続きしてください。後日自己負担額分を指定の口座に支払います。

申請に必要なもの

- ・4月1日以降に受診した際の領収書
- ・受診した人の保険証
- ・振込先の口座が分かるもの

※中学生まで発行されていた福祉医療費受給資格者証(ピンクの券)は高校生世代には発行されませんのでご注意ください。



金婚

結婚50周年(金婚式)を迎えたご夫婦に慶祝状と記念品を贈呈しました。おめでとうございます。

金婚式名簿

(敬称略)

氏名	夫妻	地区
森平	喜代美 惠喜	天引
池口	ケイ子 清	上野
大河原	久子 芳	金井
日越	多紀子 隆夫	善慶寺

町では、結婚50周年(金婚)を迎えるご夫婦を祝福しています。町内に引き続き5年以上お住まいのご夫婦で、婚姻の届出後50年が経過した日以後、いつでも申請することができます。

■問い合わせ 福祉課福祉係 ☎67-5162

環境保健協会からのお知らせ

ルールとマナーを守って犬・猫の適正飼育

犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに!

生後91日以上の子犬は、狂犬病予防法により登録と年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務付けられています。犬を飼い始めたときや犬と一緒に町へ転入してきたときには忘れずに登録の手続きをしましょう。

また、注射の際に交付される注射済票は犬の首輪につけておきましょう。万が一、犬が逃げ出し、迷い犬として保護された場合、すぐに飼い主の元に連絡することができます。



犬・猫の糞や尿のトラブルが増えています!

他人の迷惑にならないよう、犬・猫の糞尿の始末は飼い主が責任をもって行いましょう。

- 散歩中に犬が糞をしたら、そのままにせず必ずビニール袋などに入れて持ち帰りましょう。
- 猫は屋内で飼うようにし、猫用トイレでトイレのしつけをしましょう。

野良猫へ安易な餌やりはしないようにしましょう

猫は一度でも餌がもらえた場所に強く執着します。餌が豊富にある場所には猫が集まり、その結果、繁殖により次々と子猫が産まれます。野良猫が増えると、庭を荒らしたり、糞尿の被害など近隣のトラブルにつながる場合があります。

■問い合わせ 住民課環境係 ☎64-8315

国民年金からのお知らせ

■住民課住民係 ☎(64)8314

ご存知ですか「学生納付特例制度」

～ 学生は承認を受けると保険料の納付が猶予されます ～



20歳以上の学生は、保険料の納付が猶予される「学生納付特例申請」があります。

初めて申請する人や学校などに変更のある人は下記のことを準備して手続きしてください。

令和3年度に承認されている人は、日本年金機構から4月上旬にはがき形式の申請書が届きます。必要事項を記入のうえ、返送してください。

また、猶予された期間は受け取る年金額には反映されません。10年以内であれば後から保険料を納めること(追納)ができます。ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合には加算額が上乘せされます。

■問い合わせ

高崎年金事務所

☎027-322-4299

対象者	・学生納付特例対象校(※左参照)に在学している人 ・本人の前年所得が128万円+(扶養親族の人数×38万円)以下の人、または失業などの理由がある人
承認期間	令和4年4月～令和5年3月までの1年間 (過去の保険料は申請日から2年1カ月前までさかのぼって申請可)
手続きに必要なもの	・基礎年金番号または個人番号のわかるもの ・学生証の写または在学証明書(在学期間のわかるもの) ・失業などの確認ができるもの(失業などの理由の場合)

※学生納付特例対象校の確認はこちらから↓

